

## ■2020 年度 A 日程一般入試法律科目試験 「商法」問題の出題趣旨・解説

### 【出題趣旨】

本問は、退任取締役の退職慰労金を題材にして、取締役の報酬等に関する会社法の規制の趣旨および報酬等の決定手続についての理解を問うものである。

### 【解説】

(1) 指名委員会等設置会社以外の会社では、取締役の報酬等の額等について、定款規定がないときは、株主総会の決議によって定める必要がある（会社法 361 条 1 項）。取締役の報酬等の決定を業務執行の一環として取締役（会）に委ねると、お手盛りの危険があるからである。退任取締役に支給される退職慰労金も、在職中の職務執行の対価という性質を有するかぎり、会社法 361 条 1 項の「報酬等」に該当し、株主総会決議で具体的な金額を定めなければならない。しかし、支給対象者が少数である場合、具体的な金額が明らかになることが実務上嫌われるため、本問のように、取締役会に一任する旨の決議がなされることが一般的である。

(2) 具体的な金額等の決定を無条件に取締役会に一任すれば、お手盛り防止の趣旨に反する。しかし、退任取締役の勤続年数、担当業務、功績等に基づく支給基準があり、当該支給基準を株主が知ることができる状況にあれば、当該支給基準に従った委任の決議は、株主総会においてその金額等に関する一定の枠が決定されたものというべきであるから、無効にはならないとするのが判例（最判昭和 39 年 12 月 11 日民集 18 卷 10 号 2143 頁）である。本問では、こうした論点を踏まえて、本件一任決議の効力を検討することが求められている。

以 上